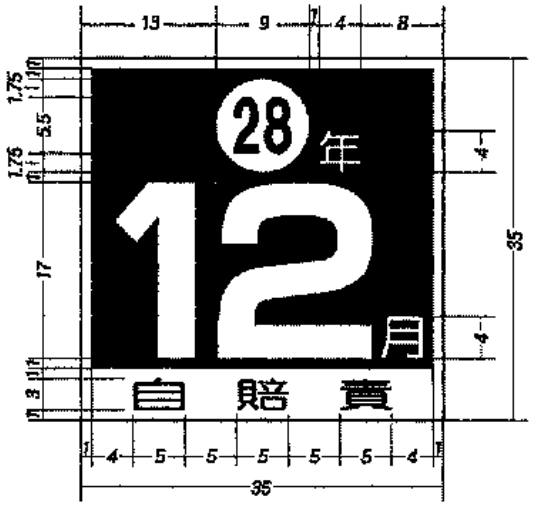
第一号様式の二（第一条の五関係）（昭37運令39・追加、昭41運令46・昭45運令81・昭48運令58・昭49運令53・平17国交令104・平22国交令63・一部改正）



備考

⑴　保険標章は、図示の例により、保険期間の満了する日の属する年及び月を表す数字並びに「年」、「月」及び「自賠責」の文字を表示すること。

⑵　保険標章の枠の色、保険期間の満了する日の属する月を表す数字の色、保険期間の満了する日の属する年を表す数字に係る部分の地色並びに「年」及び「月」の文字の色は白色とすること。

⑶　保険期間の満了する日の属する年を表す数字の色、「自賠責」の文字の色及び保険期間の満了する日の属する月を表す数字に係る部分の地色は、保険期間の満了する日の属する年を表すものとし、平成23年にあつては青色、平成24年にあつては橙色、平成25年にあつては紫色、平成26年にあつては黄緑色、平成27年にあつては赤色、平成28年にあつては黄色、平成29年にあつては緑色とし、平成30年以降は順次これを繰り返すこと。

⑷　保険標章は、保険期間中使用に耐えるものであり、かつ、はりつけた後これを原形のままはがすことが困難なものであること。

⑸　共済標章は、⑴～⑷に準ずること。ただし、保険期間の満了する日の属する年及び月を表す数字に代えて共済期間の満了する日の属する年及び月を表す数字を表示すること。

⑹　寸法の単位は、ミリメートルとすること。